

省令改正に伴う関係通知の見直し(案)

水産資源保護法施行規則及び持続的養殖生産確保法施行規則の対象疾病、対象動物及び管理飼育期間の見直しに伴い、現行の通知等を整理・統合し、再編する方向で検討。

水際防疫	国内防疫
1. 局長通知の見直し (輸入許可業務に係る取扱要領) (1) 対象疾病発生国からであっても、<u>衛生条件を満たしていれば、管理命令は不要とすることができる旨追加</u> (2) 動物検疫所で実施する対象動物の現物検査や管理飼育に必要なとなる疾病の<u>臨床症状や発症水温に関する情報を追記</u>	1. 局長通知の見直し (現行は、特定疾病対策ガイドライン) (1) <u>「水産防疫対策要綱」を新たに策定</u> ・<u>個別疾病対策</u> ・<u>輸入水産動物の着地検査指針</u> ・<u>養殖場における衛生対策指針</u>
2. 課長通知等 (1) 原則、対象動物について、輸入相手国ごとに<u>衛生条件を締結し、動物検疫所へ伝達</u> (2) <u>衛生条件に基づく検査証明書様式を輸入相手国と合意し、動物検疫所へ伝達</u>	2. 要綱に基づく課長通知 (1) <u>病性鑑定指針の見直し、策定</u> (24疾病) (2) <u>重要疾病の防疫指針の見直し、策定</u> (KHV等) (3) <u>サーベイランス指針の策定</u>